平成２１年（フ）第５１２号
奈良市大安寺７丁目12番19―101号
破産者　上谷　昌彦
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第５８２号
奈良市藤ノ木台４丁目２番20―２号
破産者　上園　義久
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３８号
奈良市藤ノ木台１丁目４番12―405号
破産者　山田　禎子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６３９号
奈良市藤ノ木台１丁目４番12―405号
破産者　山田　和重
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１７号
奈良市白毫寺町15番地の14
破産者　柿本　敏行
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第９７１号
熊本市琴平２丁目６番28号
破産者　田中　秀美
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第９９号
宮崎県都城市早鈴町12街区24号
破産者　今村多喜子
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第７６号
沖縄県名護市大西１丁目21番地５　大城秀樹方、住民票上の住所沖縄県名護市港１丁目２番３号３階
破産者　大城　祥孝
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５４６号
奈良県北葛城郡上牧町桜ケ丘１丁目６番地12
破産者　岩浅　松江
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５６号
奈良県宇陀市榛原区安田132番地
破産者　堂浦　浩司
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５９号
奈良県香芝市瓦口2180番地　グランメール香芝702号、前住所奈良県香芝市瓦口173番地の２
破産者　橋本眞知子
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７３号
鹿児島県南九州市川辺町上山田6419番地
破産者　桐木平豊一
1　決定年月日　平成22年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２１年（フ）第７５７号
岩手県紫波郡紫波町中島字桜田72番地５、旧住所岩手県紫波郡紫波町高水寺字欠上り14番地22
破産者　吉田　達生
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第１５８５号
仙台市泉区将監３丁目13番６号　リトル＆Ｓマンション203
破産者　笠原　弘信
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第５５７号
大阪府岸和田市西之内町16番11―205号、前住所大阪府泉北郡忠岡町馬瀬３丁目９番37号
破産者　溝口　文生
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第８９０号
兵庫県西宮市樋之池町２番24―301号、開始決定時の住所神戸市灘区土山町７番37―603号
破産者　安原　眞治
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６８６号
神戸市須磨区高倉台８丁目20番18号、従前の住所神戸市灘区森後町３丁目２番２―204号
破産者　安達　俊和
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６７号
広島市安佐南区沼田町大字伴7762番地、開始決定時の住所広島市安佐北区安佐町大字鈴張5025番地の６
破産者　鈴木比呂志
1　決定年月日　平成22年５月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部